

# おくりやみ手続き一覧表

- 亡くなられた方に関わる市役所での手続きです。
- 手続きには2日前(市役所開庁日)までの予約が必要です。

予約方法については、同封のチラシまたは市ウェブサイトをご覧ください。

※一度の来庁で手続きが完了しない可能性がありますのでご了承ください。

※戸籍関係の証明書は、本籍地でのみ発行できます。発行できるようになるまでに、数日間～数週間かかります。

※すべての手続きにおいて、マイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカード等)が必要になる場合があります。

## 【住民票関係】

☑欄	種 類	対 象	手 続 き ・ 持 ち 物 等	窓 口
	世 帯 主 変 更	世帯主が亡くなられた世帯(故人が世帯主で、ほかに15歳以上の世帯員が2人以上いる場合)	新世帯主または同一世帯員の方が手続きをしてください。 ・ご本人を確認できる身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)	竜王庁舎(新館1階) ⑪市民戸籍課住民記録係 055-278-1664
	印 鑑 登 録 (市民カード)	印鑑登録者	○印鑑登録証(市民カード・旧町民カード)の返還	敷島支所 ①市民地域課市民係 055-277-3112
	特別永住者証明書	特別永住者	○特別永住者証明書の返還 ※在留カード(旧外国人登録証を含む)は東京入国管理局 甲府出張所(055-255-3350)へお問い合わせください。	双葉支所 ②市民地域課市民係 0551-28-2211

## 【保険関係】

☑欄	種 類	対 象	手 続 き ・ 持 ち 物 等	窓 口
	国民健康保険	国民健康保険加入者(故人が世帯主で世帯員が加入している場合を含む)	○被保険者証等の返還 ・亡くなられた方の被保険者証 ・亡くなられた方の限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 ・亡くなられた方が世帯主の場合は、世帯全員の被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 ・来庁者の印鑑 ・来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等) ○葬祭費の申請 ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(会葬礼状・葬儀の日程表等) ・喪主の印鑑 ・喪主の振込口座が確認できるもの	竜王庁舎(新館1階) ⑭保険課国民健康保険税係 055-278-1665  敷島支所 ①市民地域課市民係 055-277-3112  双葉支所 ②市民地域課市民係 0551-28-2211
	後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者(75歳以上の方、65歳以上で障害認定を受けている方)	○保険証等の返還、葬祭費、保険給付、保険料還付の申請等 ・後期高齢者医療被保険者証 ・喪主であることがわかる書類(会葬礼状・葬儀の日程表等) ・喪主の印鑑 ・喪主の振込口座が確認できるもの ・相続人代表者であることがわかる書類 ・相続する方の印鑑	竜王庁舎(新館1階) ⑭保険課高齢者医療・年金係 055-278-1665  敷島支所 ①市民地域課市民係 055-277-3112  双葉支所 ②市民地域課市民係 0551-28-2211
	国民年金	国民年金加入者・受給者	・年金手帳 ・年金証書 ・請求者の印鑑、振込口座が確認できるもの 等	双葉支所 ②市民地域課市民係 0551-28-2211
	介護保険	介護保険被保険者(65歳以上の方)	○保険証等の返還、保険給付、保険料還付の申請等 ・介護保険被保険者証 ・相続人代表者の通帳 ・相続人代表者であることがわかる書類 ・相続される方の印鑑	竜王庁舎(新館1階) ⑮長寿推進課介護保険係 055-278-1693  敷島支所 ③市民地域課福祉健康係 055-277-3112  双葉支所 ③市民地域課福祉健康係 0551-20-3650

## 【高齢者関係】

☑欄	種 類	対 象	手 続 き ・ 持 ち 物 等	窓 口
	高 齢 者 関 係 (65歳以上)	各種高齢者福祉サービスの利用をしていた方(介護保険サービスを除く)	○各種高齢者福祉サービス等の利用資格喪失手続き ※サービスの利用状況など、詳細は長寿推進課へお問い合わせください。	竜王庁舎(新館1階) ⑮長寿推進課長寿あんしん係 055-278-1693  敷島支所 ③市民地域課福祉健康係 055-277-3112  双葉支所 ③市民地域課福祉健康係 0551-20-3650

※裏面もご覧ください。

## 【福祉関係】

☑欄	種 類	対 象	手 続 き ・ 持 ち 物 等	窓 口
	障がい者関係	障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けていた方 各種手当、サービス等を受けていた方	○障害者手帳(身体・療育・精神)の返還 ○各種手当・サービス等の受給資格喪失手続き ※必要な持ち物については、封筒をご確認ください。 ※亡くなられた方や相続人代表者の戸籍謄本等が必要となる場合がありますので、詳細は障がい者支援課へお問い合わせください。	竜王庁舎 (新館1階) ⑫障がい者支援課生活支援係 自立支援係 055-267-7287 敷島支所 ③市民地域課福祉健康係 055-277-3112 双葉支所 ③市民地域課福祉健康係 0551-20-3650

## 【子育て関係】

☑欄	種 類	対 象	手 続 き ・ 持 ち 物 等	窓 口
	児童関係 (子ども18歳未満)	各種手当、サービス等を受けていた方	手続きが必要な場合がありますので、子育て支援課へお問い合わせください。	竜王庁舎 (本館1階) ②子育て支援課児童係 055-278-1692 敷島支所 ③市民地域課福祉健康係 055-277-3112 双葉支所 ③市民地域課福祉健康係 0551-20-3650

## 【税関係】

☑欄	種 類	対 象	手 続 き ・ 持 ち 物 等	窓 口	
	税金	固定資産税	固定資産(土地・建物)の所有者	納税義務者の変更手続きが必要となります。 税務課へお問い合わせください。	竜王庁舎 (本館1階) ③税務課資産税係 055-278-1663 敷島支所 ①市民地域課市民係 055-277-3112 双葉支所 ②市民地域課市民係 0551-28-2211
		市民税・県民税	市県民税の納税義務者	手続きが必要な場合がありますので、税務課へお問い合わせください。	竜王庁舎 (本館1階) ③税務課市民税係 055-278-1663 敷島支所 ①市民地域課市民係 055-277-3112 双葉支所 ②市民地域課市民係 0551-28-2211
		軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車等を所有していた方	使用者、所有者の変更手続きが必要となります。 税務課へお問い合わせください。	竜王庁舎 (本館1階) ⑤収納課収納管理係・徴収係 055-278-1680 敷島支所 ①市民地域課市民係 055-277-3112 双葉支所 ②市民地域課市民係 0551-28-2211
		全 税 目	市税等が課税されていた方 口座振替をご利用の方(死亡者が納入義務者)	○市税等納付状況の確認 ○口座振替の廃止手続き ※口座振替をご利用の方のみ	竜王庁舎 (本館1階) ⑤収納課収納管理係・徴収係 055-278-1680 敷島支所 ①市民地域課市民係 055-277-3112 双葉支所 ②市民地域課市民係 0551-28-2211
	※相続登記：固定資産(土地・家屋)をお持ちの方は甲府地方法務局(055-252-7151)へお問い合わせください。				
	※相続税：甲府税務署(055-254-6105)へお問い合わせください。申告・納付期限は死亡の翌日から10か月以内です。				
	※所得税：勤労者の方は勤務先へ、確定申告が必要な方は甲府税務署(055-254-6105)へお問い合わせください。				
	※自動車税(軽自動車を除く)は、山梨県総務部総合県税事務所(055-261-9111)、または、自動車税センター(055-262-4662)へお問い合わせください。				

## 【住宅関係】

☑欄	種 類	対 象	手 続 き ・ 持 ち 物 等	窓 口
	市営住宅	市営住宅入居者	入居者等の変更手続きが必要となりますので、建設課へお問い合わせください。	竜王庁舎 (本館2階) ②建設課建設管理係 055-278-1668 敷島支所 ④市民地域課環境土木係 055-277-3112 双葉支所 ④市民地域課環境土木係 0551-20-3650

## 【上下水道関係】

☑欄	種 類	対 象	手 続 き ・ 持 ち 物 等	窓 口
	竜王・双葉上下水道 敷島下水道 簡易水道 下水道事業 受益者負担金	水道使用代表者 水道所有者 受益者	料金精算、引落口座変更、使用者・所有者変更などの手続きが必要な場合がありますので、水道事務所へお問い合わせください。 (水道の給水装置所有者変更は、固定資産の相続とは別に手続きが必要です)。 ※甲府市上下水道を使用している場合は甲府市上下水道局(055-228-3311)へお問い合わせください。	水道事務所 (竜王庁舎南側) 上下水道業務課経理徴収係 055-276-0734